

(様式3) 情報提供用シート 平泉町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月22日	1. 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の推進について	<p>「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。</p> <p>しかしながら「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、町内においては、達谷窟、柳之御所遺跡（岩手県管理）の2資産の拡張登録を目指しているところです。</p> <p>拡張登録につきましては、県と関係する3市町において、追加登録に向けた取り組みを継続することを申しあげていますが、今後、推薦書案の作成に向けてより一層のご指導と財政的な支援を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、平成30年2月10日の県と関係3市町の申し合わせにより、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することとしています。</p> <p>県としては、推薦書案の作成に向けて極めて重要となる、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について、引き続き国に要望を行いながら、関係市町と連携して、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1
7月22日	2. 「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について	<p>「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。</p> <p>世界遺産委員会の決議では、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績をイコモス（国際記念物遺跡会議）に提出すること、登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」を行うことな</p>	<p>「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合には、国とともに県も補助することにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。</p> <p>この補助制度を活用した、世界遺産委員会で指摘された課題に対応するための史跡整備と並行して、「平泉の文</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		<p>ど保存管理について対策が求められています。</p> <p>近年、世界遺産委員会では、登録後の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。</p> <p>一方で、世界遺産委員会やイコモスとの調整、特に世界遺産委員会に提出する報告書（作業指針第172項に基づくもの）については、国・県の専門的な助言とともに財政的な支援が必要となっておりますが、補助の枠組がない状態です。</p> <p>つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について、より一層のご指導と財政的な支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>化遺産」に係る包括的保存管理計画に基づく遺産影響評価を実施してきたところです。</p> <p>今後も、世界遺産委員会やイコモスからの指摘等への適切な対応及び保存管理がなされるよう、史跡整備への財政的な補助と並行して、専門的な助言などの支援を継続していきます。</p> <p>(B)</p>			
7月22日	3. 柳之御所遺跡の史跡整備について	<p>柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和63年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成5年、建設省（当時）の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。</p> <p>平成9年3月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所（当時）を開設し、内容確認調査を実施しております。整</p>	<p>柳之御所遺跡の整備については、平成10年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成14年度に整備基本計画を、平成15年度に整備実施計画を策定し、平成29年度には堀外部地区を含めた形に整備計画を改定しました。これらの調査・整備計画に基づき、平成17年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っており、令和3年度には、同年開館した平泉世界遺産ガイダンスセンターと史跡公園との一体的な整備とするよう南端部の整備工事を実施しました。本</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

		<p>備計画については、平成13年度には整備基本構想、平成14年度には整備基本計画、平成15年度に整備実施計画を策定しました。</p> <p>また、平成29年度に整備対象を堀外部地区まで含めた形に改定し、岩手県教育委員会による発掘調査、公有化等が進められております。</p> <p>しかし、柳之御所遺跡を堀内部・外部に分ける堀の外周部については、国史跡指定範囲であるものの、整備対象に含まれていない状況です。</p> <p>つきましては、柳之御所遺跡が保存されるに至った経緯等を考慮し、今後も継続して岩手県教育委員会が、史跡指定範囲を全面的に整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>年度は、堀外部地区の整備にかかる基本設計について進めているところで</p> <p>す。</p> <p>史跡整備とともに、整備対象予定地（堀内部地区・堀外部地区）の約8.7haの土地公有化については、平成13年度から実施していますが完了に至っていない状況から、県としては、まず整備基本計画において整備対象とされている範囲の公有化及び整備について、最優先課題として取り組んでいきたいと考えています。（B）</p>			
7月22日	4. 史跡等の整備・活用予算等の拡充について	<p>史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるために、積極的に整備・活用することが強く求められております。</p> <p>本町は多くの史跡や埋蔵文化財を有し、これらの整備・活用を図り、その価値を伝えていく責務があります。</p> <p>特にも、世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内の庭園の復元整備は、世界遺産委</p>	<p>国庫補助金については、全国的な災害対応などもあり厳しい財政措置状況が続いておりますが、岩手県における世界遺産関連の整備や修理等については、令和5年度当初予算におきましても対象事業に対する財政措置を行い対応することとしています（A）。</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	A : 1

		<p>員会からの要請事項であり、課題解決に向けて取り組んでいかなければなりません。また、旧観自在王院庭園では、経年による劣化等で再修理の時期を迎えていることや、史跡整備に向けた公有化事業が控えていることなど多大な財源を要することが見込まれております。</p> <p>このように、史跡を多く抱えている本町の現状と、世界遺産の保存管理や町内史跡の保護保存に万全を期するため、地域の実情に即した財源支援の充実など特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>				
7月22日	5. 国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の機能充実について	<p>「平泉の文化遺産」は、平成23年に開催された世界遺産委員会において、12世紀の寺院、庭園を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。</p> <p>また、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめるところが多く、景観的にも優れ、さらに遺跡が地下に良好な状態で保存されています。</p> <p>つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付け、総合的に調査研究する国立博物館の誘致や、昨年度開館しました県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの調査研究機能の充実等</p>	<p>12世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、極めて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成3年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を継続して行っていきたいと考えています。</p> <p>また、「平泉文化研究機関」については、平成6年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施し、研究者の育成を図ってきました。</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

		<p>につきまして特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成10年度から内容確認調査を継続して実施しています。平成20年度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理、及び平泉研究成果の蓄積を推進してきました。令和2年度から、新たなガイダンスセンターの設置を見据え、研究計画を更新して県と国の研究機関との共同研究体制を強化したところです。</p> <p>県としては、こうした取組に基づきながら、令和3年度に開館した平泉世界遺産ガイダンスセンターにおける研究機能のあり方について、検討を進めていきたいと考えています。(B)</p>			
7月22日	6. 文化財の保護・活用への支援について	<p>地域に眠っている文化財は、その地域における歴史的・文化的なシンボルとなっています。今般の文化財保護法改正によって、地域の文化財の総合的・一体的な保存活用と次世代への継承のため、地域住民や子どもたちがその価値に触れ、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことが求められています。</p> <p>世界遺産の裾野に広がる文化財の保存・活用の充実は当町に求められている大きな課題であり、特にも町指定文化財である長島月舘地区の『オダイシサマ』と周辺部の県指定史跡への指定</p>	<p>令和2年度の「岩手県文化財保存活用大綱」策定を承けて、現在、地域の文化財の保存・活用を図る「文化財保存活用地域計画」の作成に4市が取り組んでいます。「地域計画」により地域での文化財の保存と活用がさらに推進されるものと期待されます。</p> <p>県文化財への指定は、市町村から県に推薦された案件について、県の文化財保護審議会において候補リスト登載の可否が審議され、登載されたリストの中から、市町村が行う学術的な調査・研究と、審議会の専門委員による現地調査等を経て、「岩手県指定文化</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

		<p>や、未指定文化財の調査研究は、世界遺産の価値を更に深化することが期待されています。</p> <p>つきましては、県指定・町指定を始めとする文化財の保護と活用之际、地域の実情に即した財政支援の充実と人的支援など特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>財の指定・選定又は認定の基準」により評価が整ったと判断された場合には、県が同審議会に諮問し、その結果を踏まえて指定が行われるものです。</p> <p>県としては、指定に向けて市町村が主体的に行う文化財の起源や歴史的背景等を含めた調査・研究に対し、保護審議会委員等の専門家の指導・助言の機会の確保に努めるとともに、文化財の適正な保存及び活用を図るため、今後も文化財保護事業補助金交付要綱に基づいた財政的支援を行っていきます。(B)</p>			
7月22日	7. 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について	<p>一般国道4号は、広域観光ルートとして重要な路線であるとともに、岩手県南から宮城県北にかけての誘致企業、とりわけ自動車関連産業の物流や経済の主軸となっている幹線ではありますが、要望区間は積雪による路面の凍結、道路勾配がきついことによる大型車のスタックや速度低下に伴う交通混雑が発生している現状にあります。</p> <p>つきましては、安全安心で信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、4車線化や冬期速度低下対策等を行われるよう国への働き掛けについて特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p> <p>また、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、国からは、安全安心な道路交通を確保するため、立ち往生などのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると聞いています。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 2

7月22日	8. 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について	<p>当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。</p> <p>主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、通行車両が増加傾向にあり、近年交通事故が多発している現状にあります。</p> <p>つきましては、新たに事業採択されました平泉町長島字山王地内から同竜ヶ坂地内までの区間(1,930m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の解消工事を早期に完了されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。</p> <p>しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行並びに歩行者の安全確保に支障をきたしている現状となっています。</p> <p>つきましては、近隣市町村を結び広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。</p> <p>平泉町長島字山王(さんのう)から同竜ヶ坂(りゅうがさか)間の約1.9km区間については、令和3年度に「長島工区」として事業化し、令和4年度は詳細設計及び用地測量等を進めました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>また、一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1 C : 2
-------	------------------------------------	---	--	---------	-----	----------------

7月22日	9. (仮称) 栗原北上線(西ルート)の県道昇格及び整備について	<p>国道4号の宮城県栗原市金成から平泉町までの区間は、南北の幹線道路が国道4号及び東北縦貫自動車道の2路線のみとなっており、国道4号が渋滞や通行止めになった場合には、大きな支障をきたしております。</p> <p>これを解消するには、幹線道路をはじめとする道路網の整備を行い、緊急時の迂回路として十分な機能を果たせるようにする必要があります。</p> <p>つきましては、栗原市金成を起点とし、一関市・平泉町・奥州市(衣川地区・前沢地区・胆沢地区)・金ヶ崎町を縦断し、北上市を終点とする全線の県道昇格と、広域的な整備の推進につきまして特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県道認定については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換を原則として県道に認定してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月22日	10. 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について	<p>一関遊水地事業の小堤が整備され、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。</p> <p>また、ここ数年、局地的豪雨などによる水害が頻繁に発生し、住民が不安を感じております。</p> <p>つきましては、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るためにも、徳沢川など小河川の内水被害対策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一関遊水地事業に伴う内水被害対策について、矢の尻川における強制排水施設は国と調整を行い、工事を進めてきたところであり、令和4年6月末に完成したところです。</p> <p>また徳沢川など小河川の内水対策については、貴町との調整を踏まえ、広域的な運用が可能な可搬式排水ポンプを平成29年度末に鈴沢川合流部に整備したところです。</p> <p>しかし、一定規模以上の降雨の際には、可搬式ポンプの能力を超える内水が発生することも想定されますので、その際は、国土交通省が保有する排水ポンプ車での対応も考えられます。</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

			このことから、県としても、昨今、局地的な大雨が多発している状況を踏まえ、移動用排水ポンプ車による対応は有効と認識していることから、町と連携を図りながら、今後も国と排水ポンプ車の増台や円滑な運用について調整を行っていきます。(B)			
7月22日	11. 一級河川太田川の河川環境整備について	<p>今日では河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、河川のもつ多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきております。</p> <p>しかしながら、太田川の未改修区間において、法面の一部が崩落し、河川の荒廃により、地域住民での環境整備もできない状況にあります。</p> <p>つきましては、潤いとふれあいのある良好な水辺空間の創出を図るためにも、河川環境の整備について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>太田川沿川については、平成9年度までに達谷窟（たっこくのいわや）～姫待滝（ひめまちたき）の約500m区間において、河川改修と併せて水辺空間の整備を実施してきました。</p> <p>また、善阿弥（ぜんあみ）～要害（ようがい）地区の約700m区間において、令和2年度に河道掘削・立ち木伐採を実施したところです。</p> <p>県としては、御要望のあった法面崩落部の補修を令和4年度から行うとともに、洪水時に堤防機能が発揮できるよう日常の維持管理に努め、地域住民の御意見を伺いながら、良好な河川環境の在り方について検討していきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1
7月22日	12. 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について	<p>東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、山菜等に対する汚染問題において町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害を与えております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力されておりますが、山菜の一部</p>	<p>県では、山菜類の出荷制限の解除に向けて、国の「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的な運用」に基づき、平泉町とともにモニタリング検査を継続して実施しています。</p> <p>これまでの検査の結果、ワラビについては、近年、一部地域で放射性物質濃度の低減傾向が見られたことから、</p>	県南広域振興局	林務部	B : 1

		<p>(ワラビ) やキノコ類 (野生) については出荷制限を受けており解除のめどが立っておりません。</p> <p>つきましては、当町には「道の駅平泉」に農産物直売施設があり、地元消費者をはじめ観光客、トラック運転手など多くの方々に利用されていることから、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、出荷制限を受けている山菜等の早期制限解除に向けて、全面的支援を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一部地域の出荷制限解除協議を見据え、経過調査を実施しているところです。</p> <p>放射性物質濃度の低減傾向が見られなかった地域のワラビと野生きのこについては、引き続き、早期出荷制限解除に向けて、町とともにモニタリング検査を実施していきます。(B)</p>			
7月22日	<p>13. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>1 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働き掛けていただくこと</p>	<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から11年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。</p> <p>また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、町として現場保管している除染土壌の処分のほか、側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>自治体損害賠償については、東京電力ホールディングス(株)への直接の個別賠償請求を行うとともに、第4回目の原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立も視野に入れながら、東京電力ホールディングス(株)との交渉を進めていきます。</p>	<p>県では、除去土壌等の処理に向けて、その最終処分方法を含め、処理基準を早急に示すよう、国に対し引き続き要望しています。</p> <p>なお、国では、平成30年度から埋立処分基準策定に向けた実証事業を行っているところであり、県としても情報収集に努めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

		<p>以上のような状況を踏まえて、下記の事項に対し、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>1 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働きかけていただくこと。</p>				
7月22日	<p>13. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>2 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス(株)が負担するよう働きかけていただくこと</p>	<p>2 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス(株)が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、3次にわたり和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>また、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講ずることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。(B)</p>	県南広域振興局	総務部	B : 1

7月22日	14. 有害鳥獣被害への広域的な対策について	<p>鳥獣被害については県内に拡大する傾向にあります。当町においても近年、基幹産業である農業へ甚大な被害を与え、非常に深刻な問題となっています。</p> <p>このことは農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加と相まってシカ、ハクビシン、タヌキ等の被害も増加していますが、ここ数年イノシシによる被害が急増し、営農意欲の減退や耕作放棄、離農の増加につながる深刻な状況です。</p> <p>鳥獣被害を減少させるためには、シカ、イノシシといった鳥獣を減少させるとともに田畑や果樹地帯を含めた人間の生活域と、鳥獣の生息域を棲み分ける必要があります。電気柵設置等の対策など有害鳥獣の捕獲に取り組んできましたが、町単独での取り組みには限界があります。</p> <p>つきましては、ドローンを活用した農作物の集落環境調査などの支援を頂いておりますが、今後も県がリーダーシップを取り、より一層の広域的かつ抜本的対策を講じていただきますようお願いいたします。</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、県内の被害状況と防止対策についての情報共有を図りつつ、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けない地域ぐるみの対策を総合的に実施していくことが重要です。</p> <p>県では、国事業の活用により、有害鳥獣捕獲活動や食害等の防止に向けた電気さくを設置等を支援しています。</p> <p>また、「岩手県鳥獣被害防止対策連絡会」や県南広域を単位とした「県南地域野生鳥獣被害防止対策連絡会」を設置しているほか、令和2年度より、一関農林振興センターでは、平泉町と一関市等をメンバーとした被害防止対策会議を開催し、被害状況や被害防止対策の促進に向けた情報共有を重点的に行っております。今後とも他地域での優良事例の紹介や侵入防止柵の効果的な設置方法の支援等を通じて地域内の連携が図られるよう支援していきます。（B）</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
7月22日	15. 森林病害虫（松くい虫及びカシノナガキクイムシ）等防除（駆	<p>森林病害虫（松くい虫）等防除事業につきましては、町内での発生当初から継続して対策を実施してきましたが、県北地域に拡大している状況であります。</p>	<p>世界文化遺産の構成資産にある松林やナラ林を森林病害虫被害から守ることは、大変重要であることから、県では、重要な松林への薬剤散布や、松くい虫・ナラ枯れの被害木の駆除、ナラ枯れ被害を受けやすい高齢なナラ林の</p>	県南広域振興局	林務部	B : 1

	<p>除) 事業の確保について</p>	<p>当町においては40数年にわたる防除事業を継続している中で、町全体としては被害量は減少している状況であります。しかしながら、世界文化遺産のコアゾーンである中尊寺や毛越寺の松林については、令和2年12月からの大雪により枝折れ等の被害が多く発生し、病虫害被害が増える危険性が高まっている状況です。</p> <p>寺院内の松林は素晴らしい景観を構成する重要な要素でありますことから前年度と同様の森林病虫害等防除(駆除)事業の事業費確保をお願いいたします。</p> <p>また、平成28年12月に当町において初めて「ナラ枯れ被害」が確認されて以降、ナラ枯れ被害対策も松くい虫被害対策同様に効果的な駆除及び予防も含めた総合的な防除対策を講じる必要があります。</p> <p>つきましては、平泉町の世界文化遺産という特殊性を考慮していただき、事業費の確保に特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>若い森林への更新などの取組を支援しています。さらに、令和3年度には、大雪による折損被害を受けたアカマツの伐倒等の取組を支援したところです。</p> <p>引き続き、効果的な防除ができるよう森林病虫害駆除事業予算の確保に努めていきます。(B)</p>			
7月22日	16. 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分について	<p>産地交付金は、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で交付されていますが、今年度、県から一関地方農業再生協議会(構成市町:一関市、平泉町)に対する当初配分(地域枠)は、取組面積が増えたにも関わらず、過去2年度から24,700千円程度減</p>	<p>主食用米の需要が毎年減少することが見込まれる中、需要のある他作物への転換を図り、需要に応じた生産を進めることが重要です。</p> <p>令和4年度の本県への産地交付金の当初配分については、3年度の当初配分(拡大加算分を除く基礎配分)と同額が配分され、県では県枠メニューへ</p>	県南広域振興局	農政部	B:1

		<p>額され、その活用方法（対象作物・単価等）の設定に苦慮したところです。</p> <p>産地交付金は、水田の有効活用、稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援など、中山間地を多く抱える当地域における特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところです。</p> <p>しかし、当初配分の減額に加え、通常実施される追加配分の減額も見込まれ、特色を生かした産地づくりに向けた取組への影響が懸念されます。</p> <p>については、地域の振興作物等の支援が産地づくりに欠かせないことから、産地交付金について、取組面積に応じて、当初から十分な予算配分を行うことを国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>の配分を最小限の2割にとどめ、残りの8割を各地域で特色ある農産物の生産に充てられるよう各地域再生協に配分しているところです。</p> <p>県では、これまでも、国に対し産地交付金を含む経営所得安定対策等について必要な予算を十分に措置するよう要望しているところであり、引き続き、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、国に対し要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
7月22日	17. 企業誘致活動について	<p>企業誘致につきましては、近年、県南地域が自動車関連産業及び半導体関連産業の集積地として、新規工場立地及び工場増設が相次いでおりますが、本町ではトヨタ自動車東日本株式会社の本社・大衡工場（宮城県大衡村）と岩手工場（金ヶ崎町）の中間に位置する地理的優位性に加え、平泉スマートインターチェンジの開通により交通アクセスが飛躍的に向上しており、企業が立地するにあたってのメリットが生み出されている今を最大の好機として</p>	<p>県南部においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、今後も更なる集積が見込まれる中、産業用地が不足している状況については、県としても認識しているところです。</p> <p>こうした中、産業用地の整備については、市町村の意向や企業ニーズの把握を行いながら、市町村による産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているところです。</p> <p>なお、産業用地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対し</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>捉え、引き続き新たな工業団地の整備を検討しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響によって今後、企業のサプライチェーン対策のための国内投資や多拠点化、都市部から地方への人材の移動などの動きが加速すると予想されることから、多種多様な業種の立地を促進して参りたいと考えております。</p> <p>つきましては、新たな工業団地の整備及び本町への企業誘致についてご支援いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>て、産業用地の整備に対する支援を行うよう要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>また、岩手県企業誘致推進委員会が開催する研修会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウなどを共有し、引き続き、貴町と連携して企業誘致に取り組んでいきます。（Ｂ）</p>			
7月22日	<p>18. 国際リニアコライダー（ILC）の実現について</p> <p>1 国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけること。</p>	<p>ILCの誘致に関しては、令和3年度に行われた文部科学省による第2期有識者会議において、ILC準備研究所段階への移行は「時期尚早」との見解が示されたものの、素粒子物理学及びその基盤となる加速器科学の分野は、日本が世界的に高いプレゼンスを有する基礎科学分野であり、今後とも世界をリードする研究成果を創出し、本分野を振興していくことが期待されると評価されたところであります。</p> <p>ILCの建設が実現すれば、世界最先端の研究を行う人材が定着し、高度な技術力に基づくモノづくり産業を更に成長発展させ、日本再興に大きく寄与するばかりではなく、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に開かれた地方創生の実現が期待されます。</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）はその学術的な価値だけではなく、科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、人づくり革命の促進、国際的なイノベーション拠点の形成等による世界に開かれた地方創生、東日本大震災津波からの創造的復興等につながる多様な価値を有していることから、これまでもその実現に向けて県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、IDT（国際推進チーム）において、国際協働研究・政府間協議に向けた取組が進められており、県ではこうした状況を踏まえ、令和4年6月の「令和5年度政府予算等に関する提</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		<p>つきましては、I L Cの早期実現に向け、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけること。</p>	<p>言・要望」に続き、11月にも以下の事項について要望を行いました。</p> <p>1 国際協力による加速器の研究開発費等の予算を確実に確保すること</p> <p>2 関係省庁横断による連携を強化し、国家プロジェクトとして政府全体で推進すること</p> <p>3 日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること</p> <p>令和5年度の政府予算案においては、I L C関連予算として令和4年度比で倍増となる9.7億円の予算が計上されたところであり、今後とも関係団体等との連携を図りながら、国家プロジェクトとして、政府全体で推進するよう引き続き国への働きかけを行っていくほか、受入環境整備に向けた取組やI L C実現の機運醸成などに取り組んでいきます。(B)</p>			
7月22日	<p>18. 国際リニアコライダー(I L C)の実現について</p> <p>2 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、I L C東北マスタープラン</p>	<p>2 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、I L C東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること</p>	<p>県では、I L Cの実現及びI L Cの多様な効果の地域への波及に向け、いわて県民計画(2019~2028)に掲げるI L Cプロジェクトを推進しており、令和元年に策定した「I L Cによる地域振興ビジョン」に基づき、受入準備、関連産業の振興や人材育成等の取組を進めているところです。</p> <p>また、貴町及び本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北I L C事業推進センターにおいては、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等に</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること		<p>ついて、I L C 東北マスタープランも踏まえ、実務レベルでの調査検討等を進めており、今後も、それぞれの役割分担のもと、受入れに向けた取組を進めていきます。</p> <p>県としては、同センターをはじめ、県内市町村や高エネルギー加速器研究機構（KEK）など、関係団体等と連携を図りながら、I L C の実現に向け取り組んでいきます。（B）</p>			
7月22日	<p>19. 医師の働き方改革への対応について</p> <p>1 各保健医療圏域における医療提供体制の現状や課題を整理し、各圏域における「医師の働き方改革」への対応方針を早急に検討し、示すこと。</p> <p>2 各保健医療圏域において中心的な役割を担</p>	<p>令和6年4月から、医師（勤務医）に対する時間外・休日労働の上限規制を設ける、いわゆる「医師の働き方改革」が実施される予定であり、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっております。</p> <p>「医師の働き方改革」への対策としては、現在の医療体制を維持するためには人員の増が必須となりますが、医師の不足や偏在が顕著な当圏域において、地域医療提供体制のさらなる縮小につながることを懸念されるところであります。</p> <p>また、個々の医療機関が医師の働き方改革に対応しながら、地域医療提供体制を維持していくためには、医師の確保や住民に対する適正受診の呼び掛けに加え、圏域内の医療機関における機能分化（役割分担）の明確化や医療機関の連携強化などの枠組みを定め、早急に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>1 県では、医師の働き方改革と医療提供体制の確保の両立を図っていくための課題を共有し、地域医療を守る取組を推進する組織として、岩手県市長会や岩手県町村会等を構成員とする「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」を発足させ、医療機関の好事例を共有し、医療現場での取組の促進を図っているほか、働き方改革の推進の必要性と医療提供体制の確保に向けた取組などについて情報発信に取り組んでいます。</p> <p>また、医療従事者の勤務環境を改善するため「岩手県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、社会保険労務士等のアドバイザーや研修講師の派遣、勤務環境改善に資する設備整備への補助などの支援のほか、医療機関が実施する、医療クラークの配置など医師の労働時間削減に向</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

	<p>っている県立病院がその役割を確実に果たせるよう、各県立病院と救命救急センターの円滑な連携を確保するなど医療提供体制を強化すること。</p>	<p>つきましては、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、特段の措置を講じられるよう次のとおり要望いたします。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各保健医療圏域における医療提供体制の現状や課題を整理し、各圏域における「医師の働き方改革」への対応方針を早急に検討し、示すこと。 2 各保健医療圏域において中心的な役割を担っている県立病院がその役割を確実に果たせるよう、各県立病院と救命救急センターの円滑な連携を確保するなど医療提供体制を強化すること。 	<p>けた取組について、引き続き支援していきます。</p> <p>医師の偏在是正が図られないまま、医師の働き方改革のみが推進された場合、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に多大な影響が懸念されることから、医師の働き方改革が地域に及ぼす影響等について、特に医師少数県を優先して詳細な調査・分析を行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するために必要な方策を検討するよう引き続き、国に対して要望を行っていきます。</p> <p>(B)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 岩手県保健医療計画では、公立病院の役割について、「へき地、救急、小児、高度・専門医療など、採算性等の面から民間が提供困難な医療等を担う」としており、県立病院は、地域医療構想調整会議の議論等を踏まえて、民間や他の公立・公的医療機関と機能分担と連携を図りながら、それぞれの地域で求められる役割を担っています。 <p>また、それぞれの地域において必要な役割を担う県立病院と、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れている県内4つの救命救急センターが連携し、ドクターヘリも活用しながら、高度急性期医療に必要な医療体制を確保しているところ</p>			
--	--	---	--	--	--	--

			であり、こうした連携の下、引き続き良質な医療提供体制の確保に努めていきます。(B)			
7月22日	<p>19. 医師の働き方改革への対応について</p> <p>3 医療機関（医師をはじめとする医療従事者）の負担を軽減し、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を構築するため、県民に対する適正受診の呼び掛けをより一層強化するため、あらゆる手段を講じること。</p> <p>4 地域における小児救急医療体制を補完するためにも、</p>	<p>3 医療機関（医師をはじめとする医療従事者）の負担を軽減し、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を構築するため、県民に対する適正受診の呼び掛けをより一層強化するため、あらゆる手段を講じること。</p> <p>4 地域における小児救急医療体制を補完するためにも、岩手県小児救急医療電話相談事業（こども救急相談電話）の受付時間を午後11時から翌朝まで延長すること。</p>	<p>3 適正受診の呼びかけについては、平成20年度から「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」を展開し、保健所単位でも各種研修会等での場を借りて県民に対する啓発活動を実施しています。令和4年度は、中学生に向けた地域医療セミナーの開催や適正な救急利用やかかりつけ医重要性をテーマとした『岩手県適正受診啓発マンガ みんなで守ろういわての医療!』の制作等を行うとともに、保健所単位では出前講座等を実施することにより県民への普及啓発を強化していきます。</p> <p>(B)</p> <p>4 岩手県小児救急医療電話相談事業（こども救急相談電話）については、令和5年2月1日から対応時間を延長し、これまでの午後7時から午後11時までの時間帯に加えて、午後11時から翌朝8時までについても対応を行っているところです。</p> <p>(A)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1

	岩手県小児 救急医療電 話相談事業 （こども救 急相談電 話）の受付 時間を午後 11時から翌 朝まで延長 すること。					
--	--	--	--	--	--	--